

ジュニア アスレチック クラブ 知多（JACちた）会則

- 1 名 称 このクラブは ジュニア アスレチック クラブ 知多（通称JACちた）と称する。
- 2 目 的 本クラブは陸上競技の楽しさと豊かな情操を養うことを目的とし、①楽しく正しく、②バランスの取れた人間形成、③科学的な理論に基づいた指導法 を駆使し、少年期に必要な運動神経系を刺激する種目を中心に、走・跳・投の陸上競技の基本を学ぶと共に、クラブ員相互の親睦を図る。
- 3 組 織 本クラブの構成は会員 保護者会 指導者会及び事務局で構成する。
 - （会 員） 会員は原則として知多市内に在住する小学生（2～6年生）で構成する。
なお、小学1年生については、兄弟が本クラブの会員である場合に限り、入会を認める。
 - （保護者会） 保護者会は、会員の保護者により構成し、会の発展に協力すると共に練習会実施時には必ず立ち会うものとする。
また、別に定める当番割当表により、受付・器材準備等の役割分担を行う。
なお、保護者会から本クラブの役員を選任する。
 - （指導者会） 指導者会は、知多市スポーツ協会陸上競技部員でクラブの目的に賛同するものにより構成し、その中から 代表責任者1名 指導責任者1名 指導者1名以上を選任し、会長がこれを依頼する。なお、必要により顧問を若干名設置可能とする。
 - （事務局） 本会務の対外折衝窓口及び事務全般を補佐する事務局を置く。
事務局長は 保護者会 指導者会の中から推薦し、会長が依頼する。
- 4 事 業 目的を達成するため次の事業を行う。
 - （1）練習会・記録会の開催
 - （2）親睦会の開催
 - （3）その他必要と認めたもの
 - （4）練習は原則として年間24回以上、隔週 土曜日に行うものとする。
- 5 役 員 役員については、保護者会より 会長1名 副会長1名以上 会計1名 書記若干名 会計監査1名を選任する。なお、必要により相談役を若干名設置可能とする。
 - （役員の任務） 会 長：クラブの代表者として会務を統括する。次年度の相談役候補になるもの。
副会長：会長代行として会務を遂行する。
会 計：会計全般を行い、年1回総会において会計報告を行う。
次年度の会計監査を行う。
書 記：庶務全般及び会議議事録の作成と会員への資料の配布を行う。
会計監査：年1回（原則として3月末）の会計監査を行う。
相談役：会長の諮問に応じ、対外的交渉を行う。前年度の会長または役員から選任する。
 - （役員の選任） 役員は原則として最上級生（6年生）の保護者より選任する。ただし、最上級学年の保護者が規定役員数を下回る場合はこの限りではない。
相談役は役員会の総意により選任が出来る。
 - （役員の任期） 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
なお、本クラブに継続して在籍し、2期以上役員を務めた者は、6年生時の役員は免除される。ただし、本人の了解を得られた場合はこの限りではない。
- 6 役員会 役員会は会長・副会長・会計・書記 指導者代表責任者及び指導責任者、事務局長で編成する。必要に応じ相談役、顧問を参加させることができる。
役員会は会長が必要と認めた都度招集し開催する。

- 7 総 会 会の運営に必要な事項の決定機関であり、会長が招集し次の事項について審議決定する。
なお、臨時総会の開催は役員会の承認を得て会長が必要に応じて招集することができる。
定例総会は毎年3月に開催し、以下の審議を行う。
- ・事業計画および予算編成
 - ・事業報告および会計報告
 - ・会則の改定および廃止およびその他必要と認める事項。
- 8 会 費 会費は前期・後期の2回に分け、半期6,000円とする。
臨時会費の徴収は役員会で審議し総会にて諮問する。
本クラブの会計年度は毎年4月1日～翌年3月31日までとする。
- 9 報 酬 指導者に自己研鑽費・交通費補助として次の金額を付与する。
内規：ポイント制度設定し、これを適用する。
1ポイントとは、練習会1回 2時間目途 500円とし、以下の規定により支払う。
- | | | | |
|-------|------------|--------------|-------|
| (練習会) | 指導者・アシスタント | : 1回(2時間当たり) | 1ポイント |
| | 指導責任者 | : 1回(2時間当たり) | 2ポイント |
- 支払は前期・後期2回に分けて支払うことを原則とする。
- 10 服 装 服装については、ジャージ、運動靴などの動きやすい服装とし、本クラブ指定のTシャツ
および、ゼッケンを着用する。
- 11 障 害 クラブ行事等で万一事故、障害が発生した場合、応急処置は行うが、その後の責任及び
損害保障は「スポーツ安全協会障害保険」の規定する範疇とする。
- 12 保 険 会員及び指導者は、別途「スポーツ安全協会障害保険」に加入する。
- 13 入 会 入会希望者は、原則として毎年4月に開催する入部説明会に保護者と共に必ず出席し、
所定の申込書を指定された期日までに会長へ提出する。役員会で内容審査の上、入会の
可否を申込者に連絡する。なお、随時受付は原則として行わない。
市外者が本クラブに入会する場合は、保護者が知多市スポーツ協会陸上競技部賛助会員
(登録費1,500円)に登録するものとする。
- 14 脱 会 脱会を希望する者は、書面で会長に届け出る。なお、脱会する場合は、原則として会費の
払い戻しは行わない。また、チームワークを乱した場合、その他会員として不適当と会長
が認めた場合は、退会させることができる。
- 15 会則の改廃 会則の改廃は、総会において出席者の2/3以上の賛成をもって行う。
- 16 その他 中学生については、本クラブの卒業生に限り練習会への参加を認めるものとし、参加費
100円/回 を徴収する。なお、万一事故、障害が発生した場合、応急処置は行うが、
自己責任として、本クラブでは責任を負わないものとする。
その他、会則にない事項で目的達成に必要と思われる事項が発生した場合は、その都度
役員会で決定する。
- 付 則 この会則は、令和 4年 6月 1日より施行する。
令和 4年 5月14日 臨時総会にて改正承認